

平成28年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会議事録

- 1 開催日時 平成28年9月9日（金）午前10時から午後0時45分
- 2 開催場所 レディヤンかすがい視聴覚・音楽室
- 3 出席者
 - 【会長】 木全 和巳（日本福祉大学）
 - 【副会長】 田代 波広（尾張北部障害者就業・生活支援センターようわ）
 - 【委員】 野田 由美江（春日井市身体障害者福祉協会）
 - 戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）
 - 河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）
 - 黒川 修（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）
 - 大村 義一（春日井市社会福祉協議会）
 - 荒井 つたえ（春日井市介護保険居宅・施設事業者連絡会）
 - 大橋 伴子（愛知県心身障害者コロニー）
 - 和久田 月子（春日井保健所）
 - 大西 淳子（春日台特別支援学校）
 - 岩谷 直子（公募委員）
 - 志村 美和（公募委員）
 - 服部 千鶴子（公募委員）
 - 【オブザーバー】
 - 綱川 克宜（尾張北部圏域地域アドバイザー）
 - 【事務局】
 - 障がい福祉課課長 中山 一徳
 - 同課長補佐 入谷 耕介
 - 同障がい福祉担当主査 山崎 俊介
 - 同認定給付担当主査 小川 洋平
 - 同主事 土屋 岳陽
 - 同主任 川口 良子
 - 【傍聴者】 6名
 - 【欠席者】 1名 山本順子（春日井公共職業安定所）
- 4 議題
 - (1) 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について
 - (2) 地域自立支援協議会について
 - (3) その他

5 配付資料

資料1 地域自立支援協議会資料

資料2 アンケート調査票（案）

（身体障がい、知的障がい、精神障がい、障がい児、難病患者、家族、一般）

資料2-1 障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査について

資料2-2 アンケート調査項目の見直しと計画への反映

6 議事内容

【事務局・中山課長】（あいさつ）

（会議成立の要件等の報告、資料確認）

【木全会長】 おはようございます。国では予算建てや、審議会以外で福祉施策の話が進められています。おそらくこれから介護や保育等が共通のものとして政策が進んでいき、地域にさまざまなことが任せられていくかと思います。お金がない中で、自分たちでやるという流れがきつくなると思っています。国で言われている「わがごとまるごと」は大切なことですが、精神論だけでなく、人とお金と仕組みがないとできません。自分たちで学んでいかないと、自己責任と地域責任の中であたふたしていくことになりかねないです。本年度末から来年度にかけて、障がい分野だけではなく、介護分野や医療分野も含めて、大きな改革が進んでいくこととなります。その中で、私たちは障がいのあるご本人の立場に立ち、本人や家族の支援を考えていくことが大切です。地域でしっかりと専門職を育てつつ、計画の仕組みづくりや内容づくりをやっていかないと、本人や家族にしわ寄せがいき、支援者と共倒れになりかねないです。こうした危機感を持ち、審議を進め、計画を策定していきたいです。

本日は宿題を提出していただきありがとうございました。昨日も殺到し、遅くまで事務局に残っていただきました。宿題は早めにやっていただけると、ありがたいです。本日は皆さまから出されたアンケートを最終確認していきます。短い時間ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に移ります。前回の精神障がいの医療費、避難行動者名簿はアンケートの審議の後で説明します。アンケート調査について、初めに事務局よりご説明をいたします。

【事務局・山崎主査】 平成25年度からの変更点を中心に説明いたします。

アンケート対象者の抽出について、平成28年9月1日時点での手帳所持者の状況は（資料2-1）左の表の通りです。種別及び年齢層で分けています。この人数をもとに、アンケート送付予定者のデータを示したものが右の表になります。見比べていただくと、65歳以上の身体障がい者と難病等患者への送付予定数が少なくなっています。65歳以上については、基本的に介護保険サービスに移行されるので、65歳未満のニーズをより多く把握する必要があるため、送付数の調整をしております。ただ、65歳以上についても介護保険サービスの円滑な利用について、法改正がありましたので、前回の調査時の倍の人数としております。

また、障がい児については、手帳所持者250人に加えて、手帳を所持していないが障がい福祉サービスを利用している方150人を新たに対象とし、合わせて400人としました。

「2 アンケート項目の整理方針」をご覧ください。

1、経年比較をすべき項目も多くあるため、前回調査時のものを基本としています。2、設問、選択肢については、わかりやすい表現となるよう見直し、専門用語には解説を設けました。3、障害者総合支援法の改正に伴い、次期計画に反映できるよう、新たな設問を設けました。4、障がい児については、手帳を持たずに福祉サービスを利用している方が多いため、調査対象に加えることとし、新たな設問や選択肢を設けました。3については後ほど、説明させていただきます。

「3 スケジュール」をご覧ください。委員の皆さまの意見を踏まえ、送付予定者数の決定と、調査票の再調整を行い、準備が整い次第配付します。アンケート回答期限は10月末とし、11月より集計及び分析を進め、3月にアンケート調査の報告書が完成する予定です。

資料の2枚目をご覧ください。「1 総合支援法の改正に伴う修正・追加」について説明します。まず、今回の改正で想定される「自立生活支援」「就労定着支援」「居宅訪問型児童発達支援」、拡充される「重度訪問介護」について、修正・追加しました。設問としては、下記に表

示している問い方にしています。

続いて、障がい福祉サービスを長期間利用されていた障がいをお持ちの方が、65歳になると、介護保険サービスの利用が優先されることとなりますが、その際に増加する利用者負担を軽減するための法改正がされました。国からは具体的にサービス利用年数等の基準が示されていませんので、市としては、現状を把握するために、利用期間についての設問を追加しました。

続いて、医療的ケアが必要な障がい児への支援を行う機関との連携体制の構築にあたり、現状を把握するための設問を追加しました。

続いて、障がい児福祉計画を作成するため、障がい児福祉サービスの利用状況や利用意向を確認します。また、サービスの目標値などを検討するため、調査対象を手帳を所持せずに障がい福祉サービスを利用している児童に拡大します。「障がい児福祉計画の作成」について、新たに追加した設問は、問3、問15となります。具体的には問14において、利用状況等を確認いたします。

「2 追加した項目」ですが、総合支援法の改正以外で追加した項目を示しています。「大活字図書」に関する設問と、「地域活動支援センター」に関する選択肢の追加となります。以上で障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査についての説明を終了します。

【木全会長】 事務局よりご説明をいただきました。ご意見やご質問等はありませんか。

【服部委員】 アンケートの抽出方法について、手帳所持者約16,000人から3,000人を抽出するということですが、15分の1にあたります。どのような抽出方法なのかを教えてください。私も長年手帳を所持していますが、アンケートをいただいた覚えはないです。

【事務局・入谷補佐】 抽出方法は手帳所持者のリストから無作為に抽出しています。前回アンケートに回答した人を除いてはいません。今回3,000人に送付する予定ですが、前回の2,000人より多くなっています。他市の送付数や市の他計画も踏まえ、1%にあたる数値ということで、3,000人となりました。

【木全会長】 統計的には100人とれば大丈夫かと思います。知的障

がいについては、比較的うまく結果が出るかもしれませんが、本当は判定の人数に応じて抽出した方が良いです。身体障がいも等級別、種別の人数比に応じて、抽出をしたほうが正確な数値が出てくるはずですが、例えば、600人に配付した場合、等級や障がい種別がどういった割合で出てくるかが把握できます。その結果、視覚障がいの1級の人数と、1%抽出した人数がそれほど違わなかったら、大まかにやっても違いは少ないと思います。もし、大幅に違えば、市に在住している身体障がい者の種類と等級を踏まえて抽出しないと、実態は反映できないかと思っています。コンサルタントとよく話して決めていただきたいです。

【野田委員】 身体障がい者の場合、生活に不自由するのは3級以上となってくるかと思っています。1級、2級、3級、その他などとするのはどうでしょうか。4級だと杖で歩行でき、ある程度自立しています。

【木全会長】 とても難しい問題です。もともと、身体障がい者手帳所持者の4級から6級の人が多くいますが、その割合を踏まえてアンケートを配布すると、本当に困っている人のニーズが把握しにくくなります。

知的障がいについては、一般就労の支援もあるため、軽度の人を含めて支援が必要となりますが、身体障がいの場合は支援やサービスが必要ではない人が多くいます。そういった方が「サービスに困っていない」と回答すると、アンケート結果にそのまま反映され、身体障がいの方は「サービスが必要ない」という結果になってしまいます。障がいが軽い5級や6級の人にはアンケートの送付数を調整する必要があります。

【野田委員】 しかし、すべての障がい者に一定には配布しないといけないですね。

【木全会長】 ランダムにアンケートを配布すると、身体障がい者手帳所持者は4級から6級の割合が多いため、アンケートの多くが軽度の方に配られます。そうすると、支援を必要としない人の割合が実質高くなりますが、ここでアンケート対象者の抽出方法を変えてしまうと、過去との比較ができなくなってしまいます。精神障がい・知的障がいは等級別の人数比を作成し、同じ割合で抽出したほう

が、正確だと思います。

【事務局・山崎主査】 無作為アンケートですが、ある程度の調整は必要かと思えます。また確認して進めていきます。

【木全会長】 具体的な中身に移ります。資料「障がい者総合福祉計画改定に係るアンケート調査項目についての意見」「春日井市からの身体障がい者の暮らしに関するアンケート調査のお願い」をご覧ください。共通の項目を確認し、その後、個別の障がい種別の資料に沿って確認します。では、事務局よりご説明をよろしく願いいたします。

【事務局・山崎主査】 問3「性別」について、「回答したくない」も選択肢に追加するという意見がありました。理由は、性同一性障がいの人にも配慮してとのこと。

問8の後に障がい支援区分を問う設問を追加するという意見がありました。理由は、区分ごとの分析が可能になり、詳細な状況の把握ができるとのこと。

問9選択肢「4. 医療機関」を「病院」に変更しては、という意見がありました。理由は、具体的な言葉にした方がよいとのこと。

問11「将来どこでくらしたいですか」について、「医療ケアのある施設・病院」の選択肢も増やしてはどうかという意見がありました。理由は特に求める人が多いのではないとのこと。

問13「生活をしていく上で、支援がなくて困っていることはどのようなことですか」について、「話し相手」「相談相手」「サービスの対応」「ヘルパー等のサービスの対応」を選択肢に追加してほしいという意見がありました。理由は、1人でいると、誰とも話さずにいる人がいるかもしれないとのこと。他に、「17. 電車・バスなどの交通機関の利用」を、バスが走っていない地区があったり、ひとりで乗車できない人もいるので、「バスが走っていない」「バスはあるが1人では利用できない」を追加してほしいという意見がありました。理由は、困っている状況を細かく追及し、改善策を検討してほしいとのこと。

問14「日常の生活費はどのようにしていますか」について、「預金」を選択肢に追加してほしいという意見がありました。理由は年金や賃金だけでは足りず、本人の預

金から当てている場合もあり得るからとのことです。

問15、問16で「ご本人の」を「あなたの」に表現を変更という意見がありました。理由は、表現が固すぎるとのことです。

問16「世帯収入の例を表示してほしい」という意見がありました。理由は、世帯のどこまでを含めるのか分からないとのことです。

また、問14から問16について、経済状態を把握する必要性を検討してほしいとのことです。以上で説明を終了します。

【木全会長】 ここまでで、何かご質問等はありませんか。問3について「回答したくない」については、Xジェンダー（男女典型的な性別に当てはまらないアイデンティティを持つ人）に対して選択肢を増やすという配慮かと思えます。

【事務局・山崎主査】 戸籍上は女性で心が男性の人は、「男」の選択肢、戸籍上は男性で心が女性の人は「女」の選択肢を選ばれると思います。「回答したくない」という選択肢はなくても良いかと思えます。

【河野委員】 「回答したくない」を選択したくない人もいます。と思います。「無回答」ではどうでしょうか。

【木全会長】 「どちらかに○をする」となっています。

【河野委員】 知られたくない人もいますので、選択しないのもひとつだと思います。男女の割合を知ることは計画策定の上で大切なのか、私にはよく分かりません。

【木全会長】 性別については、居づらさや困りごとに男女差があるのかを把握することにつながります。

【河野委員】 ざっくりとしたもので良いのならば、「答えなくても良い」も含めてはいかがでしょうか。

【木全会長】 選択肢3を「回答したくない、無回答」とすると、集計方法が難しくなるかもしれません。

【事務局・山崎主査】 では、問い方を、「どちらかに○を」ではなく、「該当するものに○を」に修正します。

問9「医療機関」を「病院」に変更することについてですが、ご意見がなければ「病院」に修正します。

問11「医療的ケアのある施設・病院」も、ご意見がなければ選択肢に追加します。

【戸田委員】 「医療ケア」か「医療的ケア」か、どちらですか。

【木全会長】 吸たんを含めて、介護職でも受け入れをするようになったので「的」という表現になったかと思います。

【戸田委員】 病院だと「医療」ですが、施設なので「医療的」なのかと思います。

【事務局・山崎主査】 総合支援法改正に合わせ「医療的ケア」とさせていただきます。

問13 「話し相手、相談する相手」「ヘルパー等のサービスの対応」を追加、選択肢17については「バスが走っていない」等細かく、というご意見ですが。

【河野委員】 問17については、ハートフルライナーで施設に通っている人がいますが、時間帯によって利用できないことがあると聞いています。なので、「17. 電車・バスなどの交通機関の利用」は利用方法の問題なのか、交通機関の問題なのかを細分化した方が、課題を把握できると思います。また、事情を（）等で記入できればと思います。

【野田委員】 バスの路線がない地区もあります。20年前から市に整備の申請をしていますが、未だに整備されていません。病院に行くにもタクシーしかない状況です。そのように困っている状況を細かく追及し、改善策を検討してほしいです。

【木全会長】 後の設問に、交通バリアフリーの項目が出てこないですね。

【和久田委員】 選択肢17の交通機関だけ細分化してしまうと、他の選択肢の重みが違ってきてしまうので、日常で困っていることを記入してもらう欄を設けた方がよいと思います。

【木全会長】 計画書では44ページで生活環境の具体的施策として、シティバスや公共交通機関の整備に触れているので、ここでは生活環境の根拠を聞くために「困っていることを具体的に書く欄」を設けると良いかと思います。

【河野委員】 知的障がいのアンケートについては、事前に「食事」の選択肢に説明をお願いしたら加えていただきました。生活の困難状態を聞くことは、必要な支援へとつながるかと思うので、他の障がい種でも日常で困っていることを細かく聞いてはいかがでしょうか。

【木全会長】 アンケートのつくりとしては、計画の項目に合わせて大まかな設問があり、そのあとで詳細な設問となっているかと思います。また国の生きづらさ調査が基になっていますが、国との比較のために選択肢は詳細化していないかと思います。

【野田委員】 本アンケートは市民の暮らしやすさに対するアンケートなので、市の実態を把握することが大切かと思います。

私は、駅のまちづくりの委員としても活動しています。市内にバスを多く運行させることを市の交通部局に20年前から要望をしていますが、一向に改善されないのは問題かと思います。市に直接聞いても「検討します」を繰り返すばかりで、市民の声が届いていると感じられません。市民に意見を求めているも、市民が出す意見に耳を傾けていないと思います。障がいのある人が住みやすくなるバリアフリーもできませんでした。しかし、県会議員に困っていると手紙を出したら、すぐに行動に移され、駅前がバリアフリー化しました。市には声が届いていないと不信感を覚えます。

【木全会長】 アンケートについてですが、問4 1、問4 2、問4 3、問4 4が具体的な外出についての設問となっています。そちらの設問で細かくした方が良くかと思います。問1 3で細分化してしまうと、後ほどの設問も複雑になってしまいます。

【野田委員】 最後の自由記述のところで記入してもらえれば良いです。

【木全会長】 問1 4、問1 5、問1 6について、預金を選択肢に追加ということですが、できるだけ国の調査と一致するところはそのままとし、市と国とを比較して良い、悪いを比較できればと思います。

【戸田委員】 すまいの部会で検討したところ、「預金」を使っている人がいました。年金と工賃では足りず預金を使っているとのことでした。

【木全会長】 こうした現実があるということですので、「預金」を追加できればと思います。

問1 5と問1 6は「ご本人」から「あなたに」と変更します。

問1 6「世帯」の定義が難しいですが、経済的に同じ

ような形で営まれている人でしょうか。

【事務局・山崎主査】 「生計同一」ということで考えていますが、表現を簡潔に世帯としました。ご本人のなかで「ここまでが世帯」という認識で選択していただきたいです。

【木全会長】 削除するという意見はどなたが出しましたか。

【和久田委員】 削除というわけではないですが、どのような目的で聞いているのか、理由が分からないです。問16の「世帯」が誰を含めるのかも疑問に思いました。

【木全会長】 問15は一緒に暮らしている人全体について、問16は世帯のうち本人の収入の状況についての設問となっています。区分しないと障がいのある人の経済状況の実態が見えてこないかと思えます。

【戸田委員】 この設問だと、世帯分離をしていると分かりにくいと思えます。

【木全会長】 家計なので、世帯分離をしても食費は同じですよ。ね。

【黒川委員】 どのような目的で世帯収入を聞くのでしょうか。世帯収入が高い、もしくは、低いとどうなるのでしょうか。

【木全会長】 家族がどこまで本人の食費やレジャー費を出しているのかと、世帯の豊かさや本人の生活の豊かさは関連しているかを調査するためです。

【黒川委員】 豊かさを調査することは、福祉政策に関係する質問なのでしょうか。豊かでない場合は、手厚いサービスを受けることができるのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 それぞれの環境のなかで違ってくると思えます。すべてを計画に反映することは難しいですが、現状把握の上でクロス集計等を行い、分析等に活用していきたいと思えます。

【河野委員】 前回も同様の設問がありますが、本人の収入に関する分析結果について、精神障がいのある人で年間80万円未満と年間30万～80万円未満の割合が高くなっています。ここから、どのような暮らしぶりが推測できるかと思えます。

【木全会長】 比較も含めて、今回は残す方向で進めましょう。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局・山崎主査】 まず、意見が一番多かった問17「現在、次にあげる障がい福祉サービスを利用していますか。また、今後利

用したいですか。それぞれどちらかに○をつけてください」について、現在の利用状況と今後の利用意向を同一の設問で扱うのは難しいのではとのご意見がありました。また、質問に補足説明を、とのご意見がありました。理由は、支給決定を受けていても現在サービスを利用しない、または利用できない場合はどのように考えれば良いかとのことです。

問18「サービスを利用している期間を記入してください」ですが、複数のサービスを利用していた場合は、どのサービスについて回答をしたらよいか分からない、利用期間の補足説明をしてほしい、とのご意見でした。理由は、現在利用しているサービスの期間のみなのか、過去に利用していた期間も含めて良いかわからないとのことです。

問19は、選択肢の7・8・9の「を提供」を「に対応」に変更した方がよいのでは、とのご意見でした。理由は、事業所側ではなく本人へのアンケートなので「対応する」という言葉のほうがよいとのことです。

問20「それぞれどちらかに○をつけてください」を「当てはまるものに○を」に変更してはどうかとのご意見でした。理由は、必ず利用するとは限らないとのことです。

問21は「2. 相談員」を追加し、「友人・知人・相談員」とすること、「3. 2以外の友人・知人（障がいがない人）」を「2以外の友人・知人」と統一してはどうかとのご意見でした。理由は、他の障がいのある友人・知人、全く障がいのない友人・知人のどちらにも相談している可能性があるため、どちらでも意味が通じるように統一してはどうかとのことです。

問26は「1. 日常生活に関すること」を、金銭的なことか生活のことか分からないので、もう少し具体的にしてほしいとのご意見でした。他には、権利擁護の説明が必要だという意見、注釈を「成年後見人とは、自分で決められない契約のことや、法律に関係したことなどを代わりにやってもらい、本人が損をしたりしない。」に変更してはどうかとのご意見でした。理由は、説明が分かりにくいので、分かりやすく置き換えては

どうかとのことでした。以上で説明を終了します。

【木全会長】 問17から問26まで事務局より説明をいただきました。問17は「はい」、「いいえ」を横にするなどするというようにしましょう。並べ方は工夫できますか。

【事務局・山崎主査】 工夫いたします。

【木全会長】 問18の利用期間はどうしますか。

【事務局・山崎主査】 国から期間の捉え方のイメージが示されていないため、事務局としても問18の設問を作成したときに迷いました。サービスの利用の中止や、再開があるため、一概に聞くことが難しいと考えています。

これまで、福祉サービスを長期間利用していた方が、65歳になると介護サービスに移行し介護保険として扱われるため、本人負担が増加することが課題となっていました。今回、障害者総合支援法の改正では、相当期間サービスを利用していた人は高額なサービス給付金が支給されることが示されています。市では福祉サービスを受けている期間を把握するため、この設問を追加しました。

【木全会長】 受給決定者はパソコンで分かるのではないのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 支給決定者のおおよその人数は把握できますが、現段階で、今持っているデータを把握することは難しいです。実際利用しているかは調査してみないと分からないです。

【木全会長】 国保連のデータベースが、市と結びついていないため、正確なデータは出てこないということかと思えます。ここでは、居宅介護サービスが障がい福祉でも介護保険でも同じようなサービスがあるため、問題になっているのかと思えます。他のサービスは期間が分からなくても良いのではないのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 確かに、居宅介護サービスを利用されている方に利用期間を問う設問とした方が分かりやすいかと思えます。

【木全会長】 問19の選択肢を「に対応」に変更、問20「当てはまるものがあつたら○」に変更、は問題ないかと思えます。問21は他の障がいがある友人等と障がいがない友人等を統一してはとの意見ですが、いかがでし

ようか。

【大西委員】 人権にも関わりますが、場合によっては、障がいがある人と障がいのない人では、相談者の方からの相談のしやすさが違ってくる可能性があるので、問2 1 選択肢3 「他の障がいがある人」も追加してはいかがでしょうか。障がいがある人と、障がいない人では、障がいについての理解が異なるかと思います。

【野田委員】 私は春日井市の相談員を務めていて、相談件数が多い時で70～80件あります。私は身体障がいですが、聴覚障がいの人の病院の診察の予約等をお手伝いをしており、3ヶ月に1回市役所にレポートを提出しています。相談員を利用している人を把握したいので、「相談員」も選択肢に入れてほしいです。

【木全会長】 まず、知的障がい・身体障がいについては相談支援センター以外で県から委託された相談員がおり、選択肢として抜けているということかと思います。

同じ障がいの友人・知人は、ピア相談のことを聞きたいから入っていると思います。

【野田委員】 市から委託を受けた相談員としては、自宅の電話に相談が入ります。毎週水曜日は、福祉センターで相談を受けています。

【事務局・入谷補佐】 それは友人・知人ではないですね。

【野田委員】 はい。私は身体（下肢）障がいですが、聴覚、視覚、精神障がいの方の相談もあります。最近は、高齢の方の相談も多く、地域包括支援センターを紹介しています。

【事務局・入谷補佐】 現在は、身体障がいのみ相談員としてお願いしています。知的障がいについては、実績がなかったことと、他の相談支援が充実してきたため廃止になりました。

【木全会長】 「相談員」は身体障がいのアンケートだけ残しておかないといけないかと思います。また、「同じ障がい」について、「同じ障がい」といってもいろいろありますが、ピアの友人に相談しているかということだと思います。

【大西委員】 「同じ障がい」といっても、さまざまです。人権教育にも関係してくるので、分かりにくいですが意見を出させていただきました。

【木全会長】 「障がいない人」を入れず、「友人・知人」で統一すると良いかと思います。相談員は身体障がいでは別の

選択肢として追加しましょう。

【野田委員】 「同じ障がいを持つ友人・知人・相談員」でもよいと思います。

【木全会長】 市から委託されている事業なので、分けて考えましょう。

問26は、成年後見制度についての注釈を分かりやすくしましょう。選択肢1は日常生活を詳細に、とのことですがいかがでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 友人関係等、さまざまなことを含めて日常生活ということでお聞きしています。

【木全会長】 あてはまるもの全てなので、広すぎて分からないということかと思います。

【事務局・入谷補佐】 基本的に、金銭的なことや掃除、洗濯、食事など、さまざまなことを含め日常生活とします。あまり細かくすることは難しいと考えています。

【野田委員】 選択肢に「その他」があるので、そこに書いてもらえばいいのではないのでしょうか。

【木全会長】 お金のことも含めて日常生活と考える、ということにしたいと思います。

では、事務局より説明の続きをお願いします。

【事務局・山崎主査】 問28に選択肢「6か月に1回定期検診に行っている」を追加というご意見がありました。理由は、3か月以内に受診がない場合もあるとのことです。

問29「医療について困ったことや不便に思ったこと」について、選択肢「交通手段がない」を追加という意見がありました。理由は、予約して福祉車両を頼むことができないこともあるとのことです。

問27・問28・問29について、設問の順番をスムーズにするため、問28を始めとし、問27、問29にしては、というご意見がありました。他には「3ヶ月」のところを「半年か1年」に変更というご意見がありました。理由は3か月では短すぎるとのことです。また、通院していない人に対して理由を聞く設問を追加し、選択肢を「1. 医療費の負担ができない」「2. ひとりでは行けない」「3. 介助者がいなかった」という意見がありました。理由は、通院できていない人が多いので、通院できない理由を詳しく知り、対策をたててほしいとのこ

とです。

問30は選択肢「一週間に（ ）日くらい」を追加してほしいというご意見がありました。理由は毎日余暇があるわけではないので、1週間で合計して何日分になるか書いてもらう方がわかりやすいとのことでした。

問31は選択肢「家族と過ごす」「家にいる」「寝る」を追加、選択肢を3つまでに制限しなくてもよいのでは、これからやってみたいことを自由に記入してもよいのでは、というご意見がありました。以上で説明を終了します。

【事務局・入谷補佐】 問28の期間についてですが、「定期的に通っているか」を把握したいので、6か月としてもあまり意味がないかと思えます。

【木全会長】 そうですね。では、そのまま3か月にしましょう。

また、通院できない理由を問う設問をいれることについてですが、問29の「困ったことや不便なこと」の設問とは違うということでしょうか。

【黒川委員】 問29について、現在身体障がいアンケートで審議していますが、私は精神障がいのアンケートで考えており番号がずれていました。

【事務局・山崎主査】 設問番号のずれはこちらで調整させていただいております。

【黒川委員】 問27、問28、問29について、まず医療機関の利用頻度を聞き、その後費用、という順番の方が回答しやすいかと思えます。また、独立した設問として、「通院していない人」に理由を聞くことができれば施策に反映していけると思えます。

【木全会長】 順番についてはその通りだと思います。理由については問29が「医療について、困ったことや不便に思ったこと」なので、あえて通院していない人の理由を問わなくても、通院していない人の理由が分かると思えます。

【黒川委員】 新たに設問を設けた方が、よりの確に理由が分かるかと思えます。

【木全会長】 医療費負担ができないのか、医療費の負担が大きいのか、という選択肢では、「医療費の負担が大きい」のほうが幅広い意味で捉えられると思えます。

【事務局・山崎主査】 「5. 医療費の負担が大きい・できない」とします。

問28で「通院していない」を選択した人とのクロス集計をかけることで、通院できていない人の理由を分析できると思います。

【木全会長】 問30の余暇について、丁寧に質問するならば、「1週間に何日程度、何時間程度」という問い方になりますが、土日を含めてしまうと難しいです。

【野田委員】 1週間ではなく、1日で見の方がよいと思います。

【木全会長】 1日で見ると、土日やまとまった余暇のことを聞けなくなります。

【事務局・山崎主査】 過去に検討した結果で、1週間単位になったのだと思われれます。回答する人が回答しやすい設問にしていければ良いと思います。

【木全会長】 「土日のまとまった時間も含めて」と問えば良いのではないのでしょうか。

【野田委員】 余暇が「ほとんどない」が出てきたら問題があると思いますが、そうならなければよいかと思います。

【木全会長】 問31の選択肢の追加ですが、前回との比較をしようとするのが難しいかもしれません。

【事務局・山崎主査】 LINEも選択肢としてあり得るかと思いますが、その他に書いてもらえればと思います。

【木全会長】 次の3年でまた文化も変わってくるかと思うので、次回また考えていきましょう。

【野田委員】 「これからやってみたいこと」を問31の後に加えてはどうでしょうか。

【木全会長】 自由記述で加える、ということでしょうか。

【野田委員】 例えば体が不自由だけどスポーツに挑戦したい等、やってみたいけどやれていないことを問う設問があると良いかと思います。

【木全会長】 どのような聞き方や集計をすれば、対策ができるか、を考えないといけないですね。例えば車いすバスケットをしたい人が多ければ、体育館の整備をする等につながっていくと思います。しかし、自由記述だとひとりひとり要望が異なるのでまとめるのが難しくなります。

【事務局・入谷補佐】 今回は設問に加えるか検討しますが、将来的には「やりたいこと」を聞いていきたいと思います。

【野田委員】 問31「11. 旅行をする」は「したい」と思っているだけでは○をつけられないですね。

【事務局・入谷補佐】 はい。したいは「する」と違います。

【野田委員】 スポーツもやりたいと思っけていてもできないことが多いので、もっとやりたいことを聞いてほしいです。

【木全会長】 計画だと39ページに教育・文化芸術活動・スポーツ等について記載がありますが、そこにどう反映していくかだと思います。自由記述は大変なので、問31と同じ選択肢で、これからやりたいことを3つ選んでもらうとかがでしようか。

では、事務局より次のご説明をお願いいたします。

【事務局・山崎主査】 問34「現在の仕事について」、「仕事とは福祉サービスも含まれます」を追加というご意見がありました。理由は仕事という一般的なには就労をイメージする人が多いのでとのことです。また、選択肢7に「生活介護を利用している、地域活動支援センターを利用している」を入れてはどうかという意見がありました。理由は、生活介護の生産活動や地域活動センターでも工賃が発生してB型事業所に近い所もあるので、とのことです。

問35、就労の経験を問う質問ですが、問34の選択肢5・6・7を問35の回答の対象に含めてはどうか、という意見がありました。理由は、働くという解釈ならば追加してはとのことです。

問37「今後働きたいか」の設問について、選択肢「働きたくても働けない」を追加したいという意見がありました。

問38に選択肢「6. 通勤する方法」を「バス等の送迎サービス」にわかりやすく変更してはどうかという意見がありました。

問39に選択肢「拘束時間が長い」「自分に向いていない」を追加してはどうかという意見がありました。また、「2. 職場まで通うのが大変」となっていますが、「遠い」「バリアフリーがない」等の例示を追加してほしい「4. 収入が少ない」に「手当」の追加、「9. 自分のやりたい業務に就けない」を「自分にあった仕事でないとやる気が出ない。モチベーションが下がる」に変更してはどうかとの意見がありました。

問41の外出頻度について、設問に「通院」も含めるというご意見がありました。理由は、医療が必要な方が

多いため通院もいれてはどうかとのことです。

問45は選択肢に「一緒にサービスを利用している仲間」「施設や事業所」を追加してはどうかとの意見がありました。理由は、一緒に働いている人から情報をもらうことがあり、メディアだけではなく、人を介して情報収集することも多く、通所先（利用先）から情報を得ることもあるとのこと。以上で説明を終了します。

【木全会長】 まず、問34の選択肢5～7を問35の回答対象に含めるかどうかですが、B型事業所ははずして、雇用契約があるものを対象とするとスッキリすると思います。自営は給料が発生するため、家事と自営は分けたほうがよいです。

【河野委員】 私たちの話し合いでは、仕事は一般企業就労という認識が強いです。B型事業所の場合、本人は就労していると思っても、家族は就労とは思っていないことが多いです。就労という文言が多用されていますが、賃金・工賃を頂くことは「働く」ことに入っているという考えであるとよいなと思います。注釈で、そのような説明があると回答しやすいのではないのでしょうか。

【戸田委員】 B型事業所や生産活動や地域活動センターでも工賃が発生しますが、「働く」ことが、どのような基準で問われているかが疑問に思います。雇用していなくても、本人は工賃を頂いていれば、働いていると解釈しています。この設問は微妙だと感じます。

【木全会長】 何が知りたいかで分けた方がよいかと思います。「雇用契約を結んでいる」「B型事業所を含めた生産活動に従事している」「生産活動ではない日中活動」「どこにも参加していない」と分ければ後の設問も含めてスッキリします。できれば今後、雇用契約につながるようどういった支援を増やすかを考えていくことが大切になります

【事務局・入谷補佐】 整理して、分けていきます。

【野田委員】 収入が全く違うので、就労支援A型とB型は分けた方がよいです。自営業、家業を手伝っているかも分けた方がよいと思います。

【木全会長】 家事の手伝いなのか、お小遣い程度なのか、就労として給料を出しているのかを区別する必要があります。

- 【黒川委員】 問37は「働きたいと思いますか」という設問に対して「働きたい」「働きたくない」と本人の意思を聞いていますが、物理的に働けないなど、「働きたいけど、働けない」が考えられるかと思しますので、配慮があるとよいです。
- 【木全会長】 そのように考えている人も「働きたい」を選択ではないのでしょうか。
- 【黒川委員】 「働きたい」とすると、語感の響きで、今すぐ働きたいという感じがします。
- 【戸田委員】 問34で働いている人が問37へ進むとなっていますが。
- 【事務局・山崎主査】 問39の間違いです。訂正します。
- 【戸田委員】 問34の選択肢「4. 自営業で働いている、家の仕事を手伝っている」は「6. 自宅の家事をしている（主婦・主夫の手伝い）」と同じ意味ではなでしょうか。
- 【木全委員】 賃金が発生するか否かの違いです。
- 【事務局・入谷補佐】 問38では働きたいと思っている人に、どのような支援や配慮があったら実際に働くことができるのかを聞いています。皆さまの意見を伺い、どのようなことが必要かを選択肢としたいと考えています。「働きたいけど働けない」こともあるかと思いますが、基本的には、「働きたい」として、それらの人をどう支援するかを把握していきます。
- 【木全会長】 問38の選択肢、「通勤方法」を「バス等の送迎サービス」に変更についてですが、どういった意図でしょうか。
- 【戸田委員】 例えば作業所で働きたい人で、自分では行けないが家に迎えに来てくれたら働くことができる人もいるため、この意見を出しました。
- 【木全会長】 B型事業所だと送迎があることが多いかと思うので、ここでは一般就労のことを言っていることが分かるようにした方がよいです。
- 【事務局・入谷補佐】 分かりやすい説明文にしていきます。
- 【木全会長】 問39はさまざまな人からの意見かと思いますが。
- 【事務局・山崎主査】 3人から意見をいただきました。選択肢2については、職場に行くまでの道がバリアフリー化されていなく、職場まで通うのが大変というご意見でした。意見

を出した荒井委員はいかがでしょうか。

【荒井委員】 自分だけでなく、さまざまな人の意見を聞き、出した意見です。実例があるわけではないです。

【木全会長】 ここでは一般就労をしている人の不安を把握できればよいかと思います。

【事務局・山崎主査】 雇用契約を結んで働いている方の不安や不満を把握し、解消できれば長く仕事に就くことができるため、定着につながると考えています。

【木全会長】 「7. 職場に虐待がある」は「いじめがある」くらいにしておくといいのではないのでしょうか。

【野田委員】 一般企業で働く人は、障がいのある人に対する暴言やいじめが、いじめだと思っていないことが多いです。いじめはなくならないので、いじめに耐えていく強い力をつけていくことが必要だと思っています。

【事務局・山崎主査】 「7. 職場に言葉の暴力やいじめがある」とさせていただきます。

【事務局・山崎主査】 まだ議論されていないもので、ご意見があればよろしくをお願いします。残りは会長・副会長と事務局で一任させていただきます。

【木全会長】 あと20分程、審議会を延長させていただきます。どうしても意見を言いたいところがあれば、お願いします。災害のところだけ丁寧に審議し、事務局で修正したものを最終チェックしてOKとすることとします。では、事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局・山崎主査】 問48「災害が起こった場合の避難場所を知っていますか」について、具体的に避難場所を記入してもらってはというご意見がありました。理由は、特定の避難所に何人くらい避難するかわかるからとのこと。

問50は選択肢に「福祉サービスの事業所の人」を追加というご意見がありました。理由は日ごろ支援を受けている時間帯に避難することになったら応援したいとのこと。

問51は災害時の困りごとについてですが、選択肢に「アレルギーやインシュリン投与等医療ケアがあるか」「自分専用の介護用品がないと生きていけない」を追加との意見がありました。

問52は要介護者名簿についても聞いてほしいという

ご意見がありました。理由は、災害時要援護者制度の後の制度の動きであるからとのこと。

問54の選択肢に「自分に合った施設がないから必要ない」を追加、という意見がありました。

問55の選択肢に「どこの避難所でも避難時に組織表を公表し、スムーズな運営をしてほしい」を追加というご意見がありました。理由は避難所ではまずトイレや水、ゴミの問題が出てくるので、どこの避難所においても係をすみやかに決め、公表し、中心になって運営してほしいとのこと。以上で説明を終わります。

【木全会長】 問48の避難所を具体的に記入することは、統計的に集計して把握することは難しいです。この設問の意図は、作業所等にいるときならそのまま避難できると思うので、自宅で災害が起こったときに、避難する場所を知っているかということでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 自宅に限らず、突然、災害が起こったときにどこに避難するか知っているかを問う設問です。特定の避難場所の記入は、今回のアンケートでは必要ないと思います。

【木全会長】 避難場所を知っているかどうかを聞くのはよいですが、数の把握は難しいかと思います。

【事務局・山崎主査】 このアンケートで避難所の啓発をする意図はありません。

【木全会長】 問51の医療ケアについての選択肢の追加ですが、「6. 一般の避難所では投薬や治療を受けることが難しい」ではカバーできないでしょうか。

【荒井委員】 できると思います。私の施設の利用者に災害時に一番困ることを聞いたときに、こうした話が出てきました。医療的ケアが「できる・できない」の設問があれば、追加は必要ないと思います。

【志村委員】 アレルギーの話は別かと思いますが。

【木全会長】 食事については、「自分に合った食事が提供されない」ということも考えられます。

【事務局・山崎主査】 健常者でも食物アレルギーの方はいます。しかし、障がいのある方については、自分が食物アレルギーだと伝えられないことが困ることかと思いますが。したがって、障がいを持った食物アレルギーの人にあてはまる選択肢としては、「5. 周りの人とコミュニケーションが取

れない」となるかと思えます。障がいに着目すると、アレルギーの話までこのアンケートでカバーするのは難しいところです。

【木全会長】 新たな設問として「災害時要援護者名簿知っていますか」を設けた方がよいという意見が出ていますが、いかがでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成しましたが、基本的に行政で進めています。市では、要援護者の登録を進めていきたいと考え、周知している段階です。登録を進めるなかで、できるだけ支援体制を広げていきたいと考えています。避難行動要支援者の名簿については、このアンケートでは聞かなくてもよいかと思えます。

【河野委員】 名称は分からないですが、国の制度が変わり、名簿を作成しなければならないと認識しています。名簿は作成しているということなので、まずは、名簿の存在を知ってもらうことが大切だと思います。要援護者名簿は任意だと思うので、このアンケートを通して周知とは言わないまでも、知ってもらえればと思います。前回のアンケートでは、要援護者登録用紙と一緒に配布され、アンケートを機に情報提供がされてよかったと思います。

名簿の登録には、災害時に支援してくれる人を記入しないといけませんが、支援してくれる人がなかなか見つからない現状があります。「ここに弱者が住んでいます」という情報を地域に出すことも大切だと思います。要支援者名簿は障がい者手帳を基に作成され、市が所有し、災害の数日後に安否確認に使われていると認識しています。障がいのある人には警察や消防にも名簿が使われる場合があることを承諾し、活用してもらいたいと思います。アンケートの制度についての説明が分かりにくいので「情報を地域に知ってもらう手段である」と分かるような説明があればと思います。

【野田委員】 災害時要援護者避難支援制度は、町内会を通して周知されており、町内会長と地区の民生委員には公開するという形で承諾しています。

【事務局・入谷補佐】 災害時要援護者避難支援制度は別のものです。災害対策基本法の改正で、自治体は避難行動に支援が必要な人

のリストを作成することとなったため、市は障がいのある人や高齢者等を対象とし、名簿を作成しました。まだ、外には出してはませんが、災害等が起こった際にその名簿の情報を基に安否確認を行います。

【野田委員】 名簿は作成しているということですか。

【事務局・入谷補佐】 すでに名簿は完成しています。

【河野委員】 そのような名簿があることを周知してはいかがでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 似たような名前の名簿が多くあるので、要支援者名簿については改めて周知していきたいと思えます。

【木全会長】 行政が作成し、所有している名簿なので、「知っている・知らない」は、アンケートでは問わなくてよいと思えます。

【戸田委員】 名簿作成時に本人の同意が必要と聞いておりましたので、私たちは同意の機会を待っていましたが、市に尋ねたら本人の同意は必要ないとのことでした。

【事務局・入谷補佐】 できる限り同意していただくことが望ましいですが、緊急時には同意がなくても活用が可能となります。現時点では同意を求めることについては考えていません。

【木全会長】 問55の選択肢に組織表の発表についての選択肢を追加するという意見はいかがでしょうか。

【事務局・山崎主査】 問55の選択肢「3災害時の生活を支援する体制の確立」に含まれると思えます。

【木全会長】 ここだけ具体的だと変なのでこのままとします。

問58「障がい者虐待ホットラインを知っていますか」で「利用した事がある人」が選択肢にないですが、「知っている」とは別の話になると思えます。

【事務局・入谷補佐】 問58は、「知っている」か「知らない」を問うだけなので、そのままの表現にします。

【木全会長】 問62で選択肢「8. 作業所など…」ではなく、「福祉サービスや事業所」に変更するという意見はいかがでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 表現を変えさせていただきます。

【木全会長】 ではその他に入ります。「計画相談について質問を設けなくてもよいか」という意見がありました。

身体障害者福祉協会の行事を知っているかについてですが、ピアの団体に入りたいかどうかについては、設

問があっても良いかと思えます。

【事務局・入谷補佐】 計画相談についてはアンケートでは聞く必要性はないと考えています。事業所が増えていく中で、今後、市としても検討して進めていきたいと思っています。

【木全会長】 時間もなくなってきたため、事務局にお返しします。

【事務局・入谷補佐】 前回の協議会で出た精神障がい者の医療費助成の件についてですが、市として県に要望をしており、また、障がい福祉課としても、医療の担当部署である保険医療年金課に話をし、要望しているところです。財政が厳しいという理由ではなく、市としては身体障がい、知的障がいと同様に、精神障がいのある人にも助成しており、現在、精神障がいに関しては県からの助成金がないため、2分の1をご本人に負担していただいています。市としては県に対して、助成の要望を出している中で、県の動向を見ながら、精神障がいのある人の助成について答えを出していきたいと考えています。どうぞご理解ください。

【黒川委員】 前回の協議会での宿題は3つあったと記憶しています。1つ目は近隣の市町では県の実施状況に関わらず助成されていることについて、2つ目は県の負担にこだわらず市の負担がどうしてもできないかについて、3つ目は他の市はほぼやっているが、いつまで待たせるのか、ということです。この3つについて、回答をいただきたいです。

【事務局・入谷補佐】 現在の状況では、3つ目の「いつまで待たせるのか」には回答はできません。

【黒川委員】 各市町村では、独自の配慮に基づき助成を行っているが、春日井市はなぜできないのか。

【事務局・入谷補佐】 各市町村の考え方でやっている話になるので、市としては他市町村がやっているという理由だけでは難しいです。

【黒川委員】 4年前にも同じ質問をしています。その時の実施率が70%くらいでした。精神障がいだけ助成がないのは、障がい者間で差別が存在していることになります。救済方法を考えてほしいです。

【事務局・入谷補佐】 市としては、「県が助成してしかるべきところ」と考え、県に要望しています。そのなかで、市として、どう

していくべきかを現在検討しています。障がい福祉課から医療を担当している部署にも働きかけをしています。最終的に予算として計上されれば、現在負担している2分の1の医療費も公費負担として出すことができるようになると思います。

【黒川委員】 20年も待って、他市町村並みなのは感謝しています。しかし、人口比の84%の市町村で実施しているのに、さらに4年待たなければいけないのでしょうか。どうしたら実現するのかを教えてください。

【事務局・入谷補佐】 前回の議会でも採択されて、議会から県に意見書・提案書を提出しています。障がい福祉課としても、医療を担当している部署に要望を出していきますので、何かしていただかなければならないということではありません。

【黒川委員】 他市町村のように助成できないのでしょうか。

【事務局・入谷補佐】 お気持ちは分かりますが、事務局としては「医療の部署に話をしています」としかお答えできません。

【黒川委員】 日を改めて障がい福祉課と保険医療年金課で会議する場を設けていただきたいです。

【事務局・中山課長】 細かい部分までご審議いただき、ありがとうございました。この後、会長・副会長と審議し修正したものを委員の皆さまに提示していきたいと思っています。本日は、お忙しいなか、お集まりいただき、誠にありがとうございました。これにて、「平成28年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会」を終了させていただきます。

上記のとおり、平成28年度第2回春日井市障がい者施策推進協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び副会長が署名する。

平成29年1月25日

会 長 木全 和巳

副会長 田代 波広